

郡内の江戸時代中期以降にみる 寺子屋と私塾

清水 正賢

はじめに

現代は字の読み書きの出来ない人はいないが、江戸時代では、一般庶民はごく一部の人にすぎなかった。この時代の人々が何故読み書きが出来なかったのか、それは一言では表せないが、武家社会による庶民生活への圧迫、加えて貧困と加重労働などから、そのような機会や、指導者や施設も極めて少なかった為であらう。しかし、このような中でも、武士や役人また僧侶によって時々子供に筆を持たせ字を習わせていた。そして、その場所も長屋であり寺であり、人数も限られていた。こうして、次第に字を習い覚えたであらう。これが寺子屋や私塾の始めとされる。このような事から、寺子屋や私塾の進展、指導者、門弟など、郡内、特に谷村（都留市）を中心とした南都留地方の学校制度が設けられた明治の始めまでを纏めたのである。

能力を付けるべく寺子屋の設置を推奨している。このことは、『寺子屋と塾』（中野八吾著）の記述によると、江戸幕府中期、徳川八代將軍吉宗の時、江戸町奉行大岡忠相が次の通達を出したとされている。

「御府内ニ於テ手習師匠ヲ渡世ト致スモノ、其町内ノ弟子子供ハ不及申、他所ヨリ通ウ弟子迎モ心ヲ用イ教ヘ可申候。手蹟ハ貴賤男女ニ不限相応ニ認候ハネハ叶ハサルモノニ付、仮初ニモオロソカニ心得ヘカラス、一体士分ノ者ハ、子供ノ仕込方文武、芸能夫々整イ居候得共、町家夫々軽キハ、別段学問ト申ハナク、又両親ノ養育モ違不尠候得ハ、初年ノ不行跡ヨリ終ニナラハシトナリ候事。則風俗ヲモ乱ス種ニ相成候間、町内ニテ教エヲ主トスルハ手習師匠ノ者ニ有ルヘシ。筆道ノミナラス風俗ヲ正シ礼儀ヲ守リ忠孝ヲ訓ヘヘキ事肝要ト心得可申。文字認候程ノ者ハ自然読ム事モ出来ルモノナレハ、御高札御文段御触事又ハ庭訓モノ其外実語教大小学、婦人ハ女今川ヲ始メ女誠女孝経ノ類ヲ筆道ノ傍ニ訓ヘ可申候。（以下略）」このような通達をみても時の為政者の思惑が窺える。

郡内地区の寺子屋・塾の起源

寺子屋・私塾の起りと普及

わが国に於ける寺子屋・塾の起源は鎌倉時代に始まり、寺院にて僧侶が読み書きを教えたことに由来したのだと言われる。しかし、この頃は一部の階層の教養を目的としたものであったが、その後、徳川家康が江戸に幕府を開き幕藩体制が固まると、行政単位が定まり、領主と村運営を担う百姓の指導者として村方三役（名主・組頭・百姓代）が任命された。これら領主は村役人に領主法令の伝達や年貢・諸役の徴収、納人を行わせ、又、百姓側からは諸願書などの上申が行われた。村役人である百姓の作成したそれら現存する諸願書を見ると、その読み書きの能力は高く、武士階級や僧侶といった一部の階層だけのものではなかったようだ。そして、江戸中期になると、しだいに庶民の日常生活が高まり、中でも、教養として芸事（茶・華道、清元・長唄）また文学・娯楽などでは歌舞伎・浄瑠璃・読書・滑稽書などが普及し、それに詩歌の類いでは特に俳諧が大衆娯楽化したこと等から、庶民の読み書きに対する意欲が昂まり、それに応じて寺子屋も普及したものと云われる。また、幕府においても政事の徹底を図るため、触事・高札などの内容を庶民が理解し遵守させるためには、読み書きの

郡内地方特に都留市内においては『都留市史通史編』によると、村役人等指導的立場でない庶民の多くが、読み書きの能力を得たのは江戸初期ではなく、江戸中後期においてとされている。それは、享保七年（1722）以降、古川渡村の阿弥陀堂をめぐる訴状に、阿弥陀堂の堂番をしていた川茂浄泉寺弟子によって村人が手習を教えられたとの記録があり、これが郡内における寺子屋の嚆矢とも言えよう。

また、富士吉田地区においては、『富士北麓幕末偉人伝』（小佐野 淳著）の資料によると、文政十二年（1829）に下吉田村で渡辺勘左衛門光隆（豊）が寺子屋「三餘塾」を開設したのが始まりであるとされている。この他の寺子屋・塾の創始者を見ると、僧侶はもとより神官、医師、武家（浪人）が多く、農民階層なども入っている。

『山梨県教育百年史明治編』の資料を見ると、その農民階層は、苗字帯刀を許された名主、または富裕な農民であったようだ。

郡内地区（谷村）の寺子屋・私塾の師匠

『山梨県教育百年史』の中から郡内地区（谷村）の主要

なるが、前記下吉田「三餘塾門人籍」によれば文政12年から明治5年の間に約300人前後の塾生がいたとされている。しかし、凡そ30〜60名程度が多かったようだが、現存する資料は非常に少ない。しかし、そのなかでも次の文書は貴重な資料である。

小形山村富春寺が運営していた寺子屋は男女共学が行われていた。郡内地区に於いては、極めて稀であったようだ。

「小形山村富春寺筆子名簿」

文久元辛酉年（1861）八月十五日筆子名簿

筆子名前控	松葉組	八郎右衛門	伴	松太郎
		庄二郎		
		大兵衛	伴	才吉
		三右衛門	伴	惣右衛門
		彦右衛門	伴	虎吉
		宮組		
		おさく		
		おいち		
		うたの		
		おとよ		

谷村手習所敷地借証文ならびに絵図

嘉永七年（1854）四月

差出申借地証文之事

一、手習敷地之内 但東西南北

右ハ貴殿御所持之畑地ニ御座候処、去ル戌年中手習所補理候ニ付寸間坪敷前書之通敷地ニ借請候処衷正也、尤敷地代トシテ壹ケ年金貳分宛、年々十二月申、右手習所貸付金利息之内御下次第請取、相渡可申候、依之借地証文差出申候、知作

嘉永七年四月

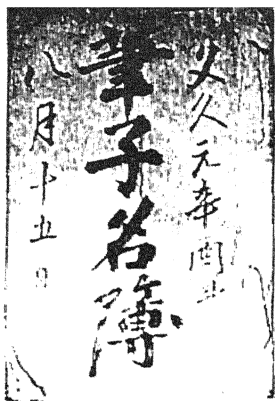
下谷村	名主	利	八印
同	勘	四郎	印
上谷村	名主	与次右衛門	印
同	源	七印	
同村	所四郎殿		

(絵図面略)

このような上下谷村では、嘉永三年（1850）以来、

同村所四郎の所持する畑地を借地し手習所が設けられた。当時の谷村では「手習所貸附金」といわれる貸付金が運用されており、地主所四郎への敷地代金は式分であった。

施設としては、この他に、『寺子屋と塾』中野八吾著によると、明治32年4月1日谷村町西涼寺が開設された「瓶



筆子名簿（富春寺所蔵）

このように女性も数名が学び、男女合わせて94名が列記されている。また、御形山ばかりでなく近村はもとより、下吉田など広汎の村々の筆子名が載せてあり、谷村手習所などのことも併せ考えると、郡内地域における庶民の「読み・書き・算盤」の裾野は、幕末にはかなり広がったと云える。

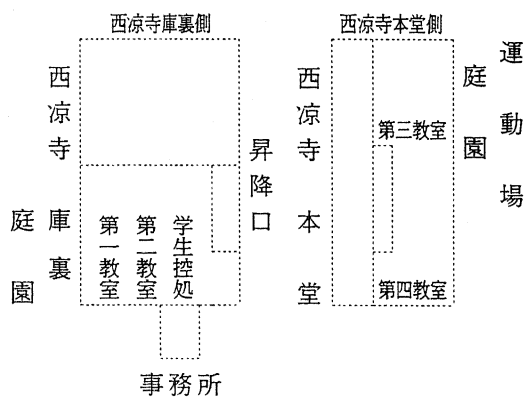
学習年限と施設

学習年限は前述の門人籍及び『山梨県教育百年史』などによると、凡そ七才（数え年）で入門して約6年〜15年とというのが一般的ようであった。

施設について『都留市史近世Ⅱ』には次のような文書がある。

「瓶城学館」の施設に関する記述がある。それによると敷地坪数は合計で300坪余、建物坪数は150坪余とあり、建物の配置は別図のようになっていいる。しかし、当時の寺子屋・塾のすべての施設がこのような広大なものであったと断定する資料もなく、凡そ8畳一間か二間に経机を置き子弟を教えただものであろう。

「瓶城学館」建物配置図



以下略

館主には興讓館の教授だった笠井光謙がなっている。次にこれら寺子屋・私塾の他に「郷学」として、「谷村興讓館」又、甲府には「徽典館」文化二年（1805）、石和に石和教諭所「由学館」石和代官山本大膳により文政六年（1823）、など幕府によって学問所が開設されている。

「谷村興讓館」について

石和代官佐々木道太郎が、郡内谷村の出張陣屋内に庶民教化のため教諭所を設けたのが天保十三年（1842）である。これが興讓館の起こりとされる。設立には、代官と民間有志との協力、維持方法は民間の寄附六百円などにて学舎を建て、庶民の子弟を継続的に教育するための設備を整えて、嘉永四年（1851）開館した。

教科内容は、素読・習字や「教諭三章」に始まり、講義は四書五経などで、教授に当たったのはこの地方の学者であった。明治四年十二月、郷学興讓館は政府の指導により、公立小学校に編成替えとなっている。『読史総覧』『図説山梨県の歴史』資料)

学規学則（心得）教科書

ら名前（姓）村名・方角・十二支・簡単な手紙文など師匠の経験則から日常生活に必要な諸法度公用文などを教えていたようだ。その後、教科書を使い「実語教」「女大学」など教訓物から四書五経の経典に及んで読ませていたという。

束脩・謝儀

郡内地区における寺子屋・塾の束脩、謝儀は概ね同等で、年に酒一升と五節句に重詰又は赤飯二升、年末に金一分く一両と定められていたようだ。県内一般的には酒一升、大豆など穀類、乾魚一束などに金子何程などと、その地方の経済力に見合った形で、しかも寺子屋や塾自信の格により細かく定められていた。『山梨県教育百年史』

おわりに

江戸時代中期以後における庶民の教育機関として、寺子屋・私塾の果たした役割は、現在教育の大きな基礎をなしたものである。長い幕藩体制のなか庶民の学問に対する意欲は年々高まっていった。幕末になると、農・工・商の庶民の生活活動が活発化するにともなって、いっそう知識の

学規学則は一部の寺子屋や塾が定めていたようである。『寺子屋・塾』中野八吾著に記述されている森島其進の「朋来園」の学規学則には三十四学則あり、学舎の管理運営教育内容方法など生徒の一举一動について、礼儀作法を重んじすこぶる道義的実践的である。

素読・温読の学習について、「毎朝素読出精イタシ難字ハ遠慮ナク長者ニ何度モ質問スベシ」「温読ヲ忽ニスベカラズ是迄覚来リ候書籍ヲ日々順々ニ繰返シ繰返シ残ラズサライ申スベキナリ」など六則に、また、書字・作詩については、「読書ノ暇ニ書字モ懈怠アルベカラズ又詩作モ折々ハ肄業アルベキナリ」「浄書単帖並ニ吟詠草稿等皆々帖一番之当番コレヲ取集メ筆頭ニ差出シ筆頭之者コレヲ又其ノ当人ニ一々為読相試ミ候上ニテ此方ニ差出ベキモノナリ」など九則、その他に、学習者の心得として、「年上ノ者ヲ敬イ年下ヲ随分取分ケ深切ニ心懸ケベキナリ」など十九則に定め、併せて行儀作法等も習うよう細かなものとなっている。

教科書については、庶民の生産、経済活動の必要上、習字（手習い）を中心に読みと算盤が加わった実用的な内容のものが使われていた。読み書きの始めは、「いろは」か習得や文字学習の欲求が強まり、その普及の度を高めたのであった。

しかし、その反面まだまだ貧困、無知の庶民生活が続いていた。

明治維新となり、長い鎖国から覚め先進文化を取り入れようと欧州視察を行ない、文化国としての国家体制を作るべく、先づ庶民の教育に力を入れた。そして、明治5年学制頒布となり、誰もが平等に教育を受けられる学校制度が確立し、国民の教育水準が文明国家として、その歩を進めることとなった。

（都留市つる一丁目）